

暮らし

平成25年歌会始のお題および詠進歌の詠進要領

■平成25年歌会始のお題

「立」と定められました。

※お題は「立」ですが、歌に詠む場合は「立」の文字が詠み込まれていれば良く、「立志」「立春」のような熟語にしても、また「立つ」「立ち上がる」のように訓読しても差し支えありません。

■詠進歌の詠進要領

- ①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で、一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ②書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがな)、生年月日および職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

書式図(横長)

職業	電話番号	住所	〒	お題「立」
生年月日	氏名(ふりがな)	(山折り)	(山折り)	(山折り)

なお主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

- ③用紙は半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自書してください。ただし海外から詠進する場合は、用紙は随意(ただし半紙サイズ24cm×33cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。
- ④病気または身体障がいのため毛筆で自書することができない場合は、下記によることができます。ア.代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所および氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。イ.本人がワープロやパソコンな

どを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ.視覚障がいの方は、点字で詠進しても差し支えありません。

■注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

- ①お題を詠み込んでいない場合、短歌の定型でないもの、また用紙が縦長の場合
- ②一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- ③詠進歌がすでに発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合
- ④詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状などにより発表した場合
- ⑤詠進歌の詠進要領の④に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- ⑥住所、氏名、生年月日、職業を書いているものその他この詠進要領によらない場合

■詠進の期間

9月30日㊤まで

※郵送の場合は、消印が9月30日㊤までのものを有効とします。

■郵便の宛て先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

疑問がある場合には、直接宮内庁式部職宛てに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を貼った封筒を添えて、9月20日㊤までにお問い合わせください。

またホームページ[<http://www.kunaicho.go.jp/>]をご参照ください。

※個人情報の取り扱いについて

■利用目的

詠進歌の詠進要領の②に記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。

■利用および提供の制限

法令に基づく開示要請があった場合、その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供しません。

観光

こいのぼり募集中!



夏井千本桜まつり実行委員会では、毎年桜の時期に合わせて夏井川にこいのぼりを掲揚しています。

現在実行委員会では、来年度の桜まつりに向け、こいのぼりの寄付を募っています。皆様のご自宅に眠っているこいのぼりがあれば、ぜひお譲りください。

詳しくはお問い合わせください。

■園小野町観光協会(企画商工課内)

☎72-6938

福祉

シベリア抑留者の皆さんへ

特別給付金を支給しています。平成22年6月16日にご存命で、日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人)が対象です。まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基金までご連絡ください。

■請求受付期間

3月31日(消印有効)まで

■受付時間

9:00~18:00(土・日・祝を除く)

※3月31日㊤は受け付けています。

■園平和祈念事業特別基金

☎0570-059-204(ナビダイヤル)

☎03-5860-2748(IP電話、PHSから)